



つむぎだより No.56

＝振り返り＝

11月の後半から、急に寒くなりましたね。皆様、風邪などひいておられませんでしょうか？今年もとうとう後1か月となりました。

今年、日本は、波乱の幕開けからのスタートでしたが、当法人は、人の入れ替わりがあったり、何かと落ち着かない時期もありました。

その中で、夏からは「効率化」に取り組んでいました。細かいことの積み重ねですが、お客様へのお茶出しや、後片付けを代表二人が実施したり、PCのデータを整理し使いやすくしたり、スタッフ同士で声掛けをして、協力して業務を実施してくれました。

改善は、来年も引き続き実施していきたいと思っています。

また今年の最終日は、恒例の忘年会を実施し、新しい年を迎える予定です。

最後になりますが、今年も大変お世話になりました。どうぞ良いお年をお迎えください。（川東）



1、大卒離職率35%に 過去15年間で最高水準

令和3年3月に卒業した新規学卒就職者の離職状況の取りまとめ結果が厚生労働省から発表されました。

就職後3年以内の大卒者の離職率は前年度卒業者に比べて2.6ポイント高い34.9%で、平成18年度以降の15年間で最も高い水準になりました。厚労省担当者は「コロナ禍2年目に当たる令和3年度以降に求人件数が増え、転職活動が活発になった」と話しています。

◆事業所規模別

事業所規模が小さいほど離職率が高い傾向はこれまでと変わらず、大卒では500～999人規模で32.9%、1000人以上規模で28.2%に留まるのに対し、30～99人規模は42.4%に上り、29人以下は5割を超えています。（下記グラフ参照）

◆産業別

産業別には、離職率が高い順に、

・宿泊業・飲食サービス業で56.6%
（前年比5.2ポイント増）

・生活関連サービス業・娯楽業53.7%
（同5.7ポイント増）

・教育・学習支援業46.6%
（同0.6ポイント増）

・小売業41.9%（同3.4ポイント増）

となりました。特に、宿泊業・飲食サービス業と生活関連サービス業・娯楽業の伸びが顕著になっています。

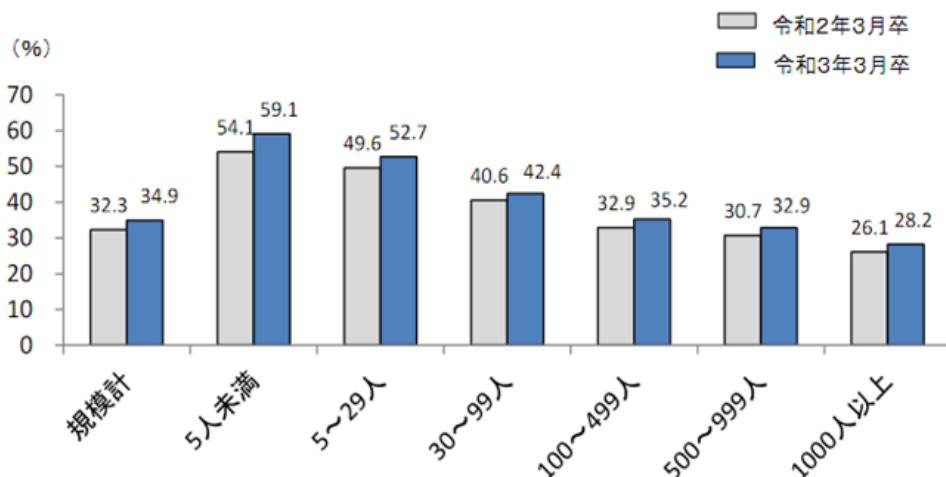
厚生労働省では、今後も、全国に56カ所設置した「新卒応援ハローワーク」などを通し、引き続き、卒業後概ね3年以内の新規学卒就職者を中心に、職場定着支援や離職者等に対するきめ細かな就職支援を行っていく方針です。

ご参考：厚生労働省

新卒応援ハローワークウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132220.html>

新規大卒就職者の事業所規模別就職後3年以内の離職率



＝季節のコラム＝

12月といえば、クリスマス。そして子供たちがお待ちかねのサンタクロース。

ソリにプレゼントを積んでくるといのが日本でのサンタクロースですが、国が変わればサンタも変わり、例えばドイツのサンタの聖ニコラウスは12月6日に、トナカイではなくネヒト・ループレヒトという従者と共にくて、「よい子」には甘いお菓子をプレゼントし、いたずらする「悪い子」にはその従者が灰袋で叩くのだとか。

ロシアのジェド・マロースは孫娘のスネゲーラチカを連れており、オーストラリアのサンタはサーフィンボードにのってやってくるそうです。

ちなみに現在、世界には約120人の『公認サンタクロース』がいるのだそうです。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、ストレスチェックの実施義務が50人未満事業場にも

11月6日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会にて、50人未満事業場へのストレスチェック実施を義務化する案が示され、概ね了承されました。今後は厚生労働省が報告書をまとめ、来年の通常国会に労働安全衛生法の改正法案が提出される見通しとなっています。

背景には、ストレスチェック制度の創設された2014年に比べ、精神障害の労災支給決定件数が約2倍に増えていることと、昨年の労働安全衛生調査では、50人未満事業場ではメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合が低かったことがあげられます。

◆実施負担に配慮した施策が講じられる

改正案では、実施結果の監督署への報告義務は課さないことや、50人以上の事業場における実施内容を一律に求めることは困難であるとして、実的で実効性のある実施体制・実施方法について国がマニュアルを作成する方向性や、支援体制の整備等のため、施行までに十分な準備期間を設けることが示されています。

◆「集団分析・職場環境改善」

ストレスチェック制度では、集団分析を実施し、その結果を勘案して「当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずる」が課されています。集団の個々の労働者が特定されにくい50人以上の事業場について、義務化が検討されましたが、今回は「時期尚早」とされ、義務化は見送られました。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上	義務	努力義務
50人未満	努力義務→義務	努力義務

【厚生労働省「第170回労働政策審議会安全衛生分科会(資料)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44958.html



3、今月のおすすめ本

今月は「お探し物は図書室まで」(青山美智子著/ポプラ文庫)をご紹介します。自分は本が好きなので、普段から、誰かの気づきになるような本に出会いたいと思っています。そこで本のたくさんある場所である「本屋」「図書室」といったWordで検索してみてヒットしたのが今回ご紹介する本です。概要は、『仕事や人生に行き詰まりを感じている5人が訪れた、町の小さな図書室。彼らの背中を、不愛想だけど聞き上手な司書さんが、思いもよらない本のセレクトと可愛い付録で、後押しします。自分が本当に「探して

いる物」に気がつき、明日への活力が満ちていくハートウォーミング小説。』です。青山美智子さんの本は初めて読みましたが、とても心温まる内容でした。しばらくこの著者の本にはまりそうです。ぜひ、読んでみて下さい。(川端)

年末年始休業のお知らせ

令和6年12月28日～令和7年1月5日まで休業いたします。

ご迷惑をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。